



JASDAQ

平成 21 年 1 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ イ ツ 一
代 表 者 名 代表取締役社長 大 橋 康 宏
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 1 0)
問 合 せ 先 常務取締役 CF0 片 山 靖 浩
電 話 番 号 0 3 - 5 4 0 8 - 5 5 3 2

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は平成 21 年 1 月 14 日開催の当社取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。なお、下線は改定部分を示しております。

記

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

「使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

1. 代表取締役社長はコンプライアンスについて、繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
2. コンプライアンスの責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー (C C O) を選任するとともに、各本部にコンプライアンス責任者を任命する。各本部のコンプライアンス責任者は各本部における関連法令等の遵守状況のチェックを定期的に行う。
3. C C O および監査役は、日頃から連携のうえ、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
4. 役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長、社内関連部署に報告するとともに直接 C C O に報告するものとする。報告・相談を受けた C C O は内容を調査し、従業員の法令・定款違反行為については、人事担当部門長に人事戦略会議への処分答申を指示し、役員の法令・定款違反については、取締役会に具体的な処分を答申する。

また、「コンプライアンス・ホットライン規程」を制定し、業務上の指揮命令系統とは独立別個の通報・相談機能を設けることにより、迅速かつ効果的に不正行為等の防止または早期発見と是正対応を行い、コンプライアンスの強化を目指す。

5. 取締役会の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在任するようにする。

「取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制」

取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理につき、取締役会および監査役会の承認する文書管理規程に従い、職務執行にかかる情報を文書または電磁情報により電磁的に記録し、保存する。取締役および監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク対応マニュアルおよび緊急連絡体制により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、全社のリスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署のリスク管理状況を監査し、その結

果を定期的に取締役会に報告する。

また、情報システム業務管理規程、情報システム開発および変更管理規程、情報システム運用管理規程、情報セキュリティ管理規程を定め、情報資産を守るための方針および行動規範を明確化する。

「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

効率的な運営体制を確保するため、「職務分掌・権限規程」により、各部門の業務執行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」および「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。

「株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」

当社グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、CCOはこれらを横断的に推進し、管理する。

また、当社子会社においては、当社内部監査部門の定期的監査を受入れ、その報告を受けるとともに、CCOと定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題把握に努める。

「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制」

監査役の職務を補助する組織を、人事企画本部人事総務部とし、人事総務部員の中から補助者を任命する。

「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」

補助者の人事異動については監査役会の意見を尊重するものとする。

「取締役および使用人が監査役(または監査役会)に報告をするための体制その他の監査役(または監査役会)への報告に関する体制」

取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

1. 当社グループに関する重要事項
2. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
3. 法令・定款違反事項
4. 毎月の経営状況として重要な事項
5. 内部監査部による監査結果
6. 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役は取締役会をはじめ当社グループの事業運営において重要な議事事項の含まれる会議(執行役員会議等)に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

「その他監査役会の監査が実効的に行われる事を確保するための体制」

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

業務監査面においては、常勤監査役は、稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して、決裁以前に内容を確認し、適宜意見を述べることが可能な体制とする。

以 上